

入 札 説 明 書

福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記６に掲げるものに説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和８年９月８日（火曜日）

２ 競争入札に付する事項

（１）業務の名称

福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借業務

（２）業務履行期間

令和８年１１月１日から令和１３年１０月３１日まで
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

（３）納入場所

福岡県千代合同庁舎（福岡市博多区千代１丁目２０－３１）

※ 令和８年１０月２９日（木曜日）に上記納入場所において機器の使用方法等について説明会を実施の上、一括して納入後、各学校の担当者が各配置校へ持ち帰る。

（４）納入後の配置場所

別紙２のとおり

３ 業務の仕様等

「福岡県立学校に配置する自動体外式除細動器（ＡＥＤ）賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

４ 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和６年４月福岡県告示第２４４号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

入札参加申込日現在において、次の要件を満たすこと。

- (1) 「医療機器の賃貸・販売業許可」を受けている者
- (2) 4の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	業種名	等級
05	05	機械器具（医療機器）	AA又はA
13	08	サービス業種その他 （リース・レンタル）	

※ 入札参加希望業種及び等級が不明な場合は、事前に福岡県総務部総務事務厚生課調達班（福岡市博多区東公園7番7号県庁行政棟1階）で確認をすること。

- (3) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和7年9月19日7総厚第2766号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) 過去2年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しない者）

6 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3903

FAX番号 092-643-3906

E-mail kkokyo@pref.fukuoka.lg.jp

7 入札参加申請書の提出について

入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式第1号）を令和8年9月18日（金曜日）午後5時00分までに6の部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で提出するものとする。

（※ただし、土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00）

提出がない場合は、入札に参加できない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書（入札説明書に添付された書式のもの）

イ 5-（1）を証明する書類（写）

(2) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しない。

8 入札参加確認通知

入札参加の可否は令和8年9月28日（月曜日）に発送する。

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様等に関する質問がある場合には、令和8年9月9日（水曜日）から令和8年9月24日（木曜日）の午後3時00分までに書面により6の部局に提出すること。

なお、書面は受付場所への持参又は郵送により提出すること。（メール可。）

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年9月29日（火曜日）正午までに各業者宛、メールにより送付する。

なお、入札方法等に関する一般的（輕易）な質問については電話でも可とする。

10 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時

令和8年10月2日（金曜日） 午後3時00分

ただし、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年10月1日（木曜日）正午に6の部局必着とする。

(2) 場所

福岡県庁行政棟4階南棟 教育委員会会議室（福岡県福岡市東公園7番7号）

(3) 入札方法

ア 入札書（別紙様式）は、入札者又はその代理人が直接持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）で提出すること。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を入札日時に提出し、入札書には、会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。

ウ 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせる。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額（年額ではなく、令和8年11月1日から令和13年10月31日までの履行期間にかかる契約金額。以下同じ。）の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

なお、契約金額の年額は、契約金額に5分の1を乗じて得た額で、1円未満の端

数については、初年度の年額に加算するものとする。

(5) その他

ア 入札書の書き方及び注意点は、別紙「入札参加者心得」、「記入例」を確認すること。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は取りやめることができる。

1 1 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに10の(2)の場所において行う。

1 2 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られれば、その場で再度の入札を行う。

入札の回数は、再度の入札を含めて2回限りとする。2回目の入札で落札にいたらなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、予定価格の範囲内で随意契約を行う。

なお、再度の入札を行う場合において、14に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

1 3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 見積(税込)金額(年額ではなく、令和8年11月1日から令和13年10月31日までの履行期間に係る見積金額。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、県を被保険者とする入札保証保険契約(見積(税込)金額の100分の5以上の保険金額とし、入札書提出の日から令和8年11月1日までの保険期間とするもの)を締結し、その証書の原本を提出する場合、又は過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合は、入札保証金の納付が免除される。

※ 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上とは、入札しようとする金額の1年分に相当する額(税込)の、20%を超える同種の履行実績を2件分以上ということ。

イ 納付及び提出期日

令和8年10月2日(金曜日)午後3時00分

ただし、郵送により入札書を提出する場合は、令和8年10月1日（木曜日）正午に6の部局必着とする。

なお、入札保証金は郵送では受け付けない。

（2）契約保証金

契約金額（年額ではなく、令和8年11月1日から令和13年10月31日までの履行期間に係る契約金額。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とし、契約締結の日から令和13年10月31日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書の原本を提出する場合、又は過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金の納付が免除される。

※ 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上とは、入札しようとする金額の1年分に相当する額（税込）の、20%を超える同種の履行実績を2件分以上ということ。

1.4 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1）入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- （2）法令又は入札に関する条件に違反している入札
- （3）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- （4）所定の場所及び日時に到達しない入札
- （5）入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- （6）入札保証金が13の（1）に規定する金額に達しない入札
- （7）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- （8）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- （9）入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

1.5 落札者の決定方法

- （1）予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （2）落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する（落札通知日から7日以内に契約書の取り交わしが必要）。

また、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。